

## みたけ台町内会拡大役員会要綱

### (目的)

第1条 みたけ台町内会の地域内に居住し、国、県、市から委嘱を受け、地域活動の指導推進に携わっている役員と町内会等の役員が相互に親睦を深め、連携を密にし、地域の向上発展に寄与することを目的として、みたけ台町内会拡大役員会（以下「拡大役員会」という）を設置する。

### (組織)

第2条 拡大役員会は、別法に掲げる役員をもって構成する。

2 拡大役員会に必要な部会を設けることができる。

### (会長 副会長)

第3条 拡大役員会に会長1名、副会長若干名を置く。

2 会長、副会長、役員相互の互選によって定める。

3 会長は、拡大役員会を代表し、会務を処理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、または会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第4条 拡大役員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、会長がその議長となる。

### (会の事務局)

第5条 拡大役員会の事務局は、みたけ台町内会に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、拡大役員会の運営に関し、必要事項は、会長が定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成8年1月20日から施行する。